

年金記録問題に関する関係閣僚会議等資料

- 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について
（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府与党連絡協議会）…… 1

- 年金記録問題への対応の今後の道筋
（平成20年6月27日厚生労働省・総務省）…………… 15

- 年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋
（平成21年3月31日厚生労働省・総務省）…………… 35

**年金記録に対する信頼の回復と新たな
年金記録管理体制の確立について**

目次

はじめに	・・・ 1
I 直面する年金記録問題への対応	・・・ 2
1. 年金記録の名寄せ	
2. すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）	
3. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ	
4. 「年金記録確認第三者委員会」における記録確認	
II 相談体制の拡充	・・・ 8
1. 相談体制の拡充	
2. 相談への対応状況の定期的な公表	
III 新たな年金記録管理システムの構築	・・・ 10
1. 新たな年金記録管理システムの導入	
2. 「社会保障カード」（仮称）の導入	
IV その他の課題への対応	・・・ 11
1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ	
2. 保険料の着服への対応	
V 「年金記録問題検証委員会」による検証	・・・ 11
VI 「年金業務・社会保険庁監理委員会」（仮称）の設置	・・・ 12
おわりに	・・・ 12

年金記録に対する信頼の回復と新たな 年金記録管理体制の確立について

平成19年7月5日
政府・与党

はじめに

今回の年金記録の問題により、多くの国民の皆様が大きな憤りを感じています。まずは、こうした状況が生じたことについて、これまでの政府を代表し、心よりお詫び申し上げます。

この問題は、政府・与党の責任において、必ず早期に解決し、最後のお一人までチェックして正しい年金をきちんとお支払いいたします。

このため、既に、一連の対策を明らかにしてきたところでありますが、今般、国民の皆様の視点に立って、更なる追加措置を講じることとしたところであり、今後、これらの各般にわたる対策を徹底的かつ迅速に進め、年金記録問題を解消します。

また、今回の問題については、事務をつかさどる社会保険庁の体質に大きな原因がありました。公務員組織の悪い典型である「親方日の丸」的な体質を一掃し、「受け身」の姿勢を抜本的に転換させることが不可欠です。今般成立した日本年金機構法に基づき、社会保険庁の「廃止・解体6分割」を断行し、真に信頼される組織に再生します。

さらに、こうした組織の問題に加え、年金記録の管理について、国民の皆様に将来にわたり安心していただけるための根本的な対策が必要です。ご本人からの相談・照会に依存し、裁定時に記録を確認することを基本とする従来の姿勢・仕組みを改め、国民の皆様が、いつでもご自分の年金記録を確認できる、国民の信頼に足るシステムに再構築します。

こうした考え方の下に、政府・与党として、以下の諸施策について責任を持って実行し、計画どおり成し遂げることをお約束いたします。

I 直面する年金記録問題への対応

直面する問題の解決に向けた取組を、以下の基本方針の下で実施する。

- まず、社会保険庁自らが、記録の名寄せ等の取組を進め、記録が結び付くと思われる方にお知らせするとともに、既に年金を受け取っている受給者（以下「年金受給者」という。）及び今後年金を受給することとなる加入者（以下「現役加入者」という。）の方々すべてに対し、年金の加入履歴をお知らせする。
- その上で、年金受給者及び現役加入者の方々からの相談・照会に対して丁寧に対応する。
- このように、社会保険庁が記録の名寄せ・お知らせ等の積極的な取組を行うことを基本としつつ、年金受給者及び現役加入者の側からの相談・照会を通じた協力を得るという両面からの対応を進めることにより、問題の解決を実現する。

具体的対応は以下のとおりとし、その際、これまで明らかにしてきたスケジュール（「年金記録問題への新対応策の進め方」平成19年6月4日）を下記のとおり前倒しすることを目指す。

1. 年金記録の名寄せ

(1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

【明らかとなった問題】

平成9年の基礎年金番号導入以来、それ以前に交付された年金手帳の記号番号を基礎年金番号の下に統合し管理してきたが、未だ基礎年金番号の下で管理されていない記録が約5000万件ある。

なお、これらはすべて、年金記録の原簿であるオンラインシステム上の記録（以下「コンピュータの記録」という。）として収録・管理されており、記録そのものが失われたものではない。また、この中には、死亡した者の記録や受給資格に結び付かない記録が含まれている。

【直面する問題への対応】

「5000万件」の記録とコンピュータの記録との名寄せ作業について、下記により実施する。

① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880万件」の記録を含め、「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成19年12月から平成20年3月までを目途】

② 記録の内容の解明

上記と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000万件」の記録の内容を解明して公表する。

(2) マイクロフィルムにより保管されている記録「1430万件」及び「36万件」への対応

【明らかとなった問題】

厚生年金の喪失台帳（旧台帳）の「1430万件」の記録及び船員保険の旧台帳の「36万件」の記録については、マイクロフィルムにより保管されている。その多くは受給資格に結び付かないものか、再加入の際コンピュータに収録されているものと考えられるが、基礎年金番号の下に統合・管理されず、又は、コンピュータに収録されていない記録がある可能性がある。

【直面する問題への対応】

「1430万件」及び「36万件」の記録について、以下のとおり、マイクロフィルムの記録とコンピュータの記録との名寄せを行う。

① 名寄せの実施

「1430万件」及び「36万件」の記録のマイクロフィルムのデータを磁気ファイル化するための入力作業を行い、その上で、年金受給者及び現役加入者のコンピュータの記録と名寄せを行う。

名寄せは、(1)の「5000万件」の記録の名寄せと並行して行い、その結果、記録が結び付くと思われる方にはその旨を通知する。【平成20年5月までを目途に完了】

② 記録の内容の解明

上記と並行して、別途、「1430万件」及び「36万件」の記録の内容を解明して公表する。

(3) 基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応

① 共済過去記録の基礎年金番号への統合

平成9年の基礎年金番号導入前に退職して組合員でなくなっている方の共済年金の記録のうち、基礎年金番号に統合されていない、いわゆる共済過去記録「181万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。【平成21年度中を目途】

② 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

基礎年金番号の重複付番の解消・発生防止を更に徹底する。

ア 平成18年10月時点で判明した重複付番（2万件）のうち未解消の4千件の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施する。

【平成19年8月中を目途】

平成18年10月以降これまでに発生した可能性のある重複付番についても同様に対応する。【平成19年10月以降逐次実施】

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、徹底した調査の実施により、重複付番の発生を防止する。【今後随時】

③ いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するお知らせ

年金の受給資格を満たしていない方、いわゆる無年金者の方については、今後、市町村に協力を依頼し、介護保険料徴収に関する情報を活用して、今般の問題に関する注意喚起と呼びかけを行う。【平成20年度以降随時】

④ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突き合わせ

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。【平成20年度中を目途】

⑤ 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度の周知

陸海軍工廠等の旧令共済組合員期間を厚生年金の被保険者期間に通算して、定額部分相当の給付を行う特例措置については、制度の沿革を踏まえたもので旧令共済に係る記録が当然に統合される

というものではなく、年金裁定の都度確認される必要があることから、確実に年金給付に結び付けるため、これらの制度の周知を更に図っていく。【平成 19 年度以降随時】

2. すべての方への加入履歴のお知らせ（「ねんきん特別便」）

(1) 名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方

- ・ 上記 1 (1) の「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせする。【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを目途】
- ・ その後、ご本人から、記録の訂正に関し、電話相談や来訪相談により社会保険庁にお申し出いただくことを通じて、基礎年金番号の下に記録を結び付ける。
なお、お申し出のなかった方についても、繰り返しお知らせを行うなど、記録を結び付けるための努力を行う。

(2) その他のすべての方

- ・ すべての年金受給者及び現役加入者（約 1 億人）の方々に、改めてご自身の年金記録が適正に管理されているかを確認していただくため、上記 (1) のお知らせに加えて、「ねんきん定期便」に代えて、年金受給者及び現役加入者の方々に、加入履歴を送付する。
- ・ 具体的には、平成 20 年 4 月から 10 月までの間に、「5000 万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に、順次、年金の加入履歴の送付を行う。

ア 年金受給者の方々：平成 20 年 4 月と 5 月を目途に優先してお知らせ

イ 現役加入者の方々：平成 20 年 6 月から 10 月までを目途に、順次、お知らせ

このお知らせをきっかけとしたお問い合わせ等により各々の方々の年金記録の確認を行う。

3. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突き合わせ

【明らかとなった問題】

コンピュータの記録が、元の記録（台帳等）から正確に転記されていないケースが見つまっている。

① 国民年金の特殊台帳の記録（マイクロフィルム）とコンピュータの記録

（注）国民年金の台帳には、特殊台帳（複雑な記録）と普通台帳（単純な記録）とがあり、このうち特殊台帳は、すべてマイクロフィルム化して保存している。

普通台帳については、すべての記録をコンピュータに収録した際に、社会保険庁の磁気テープの記録を紙に打ち出したものを、社会保険事務所の普通台帳と一件一件突き合わせ、コンピュータの記録の確認・補正を行い、問題ないことを確認した上で、そのほとんどを廃棄している。

② 国民年金の被保険者名簿の記録とコンピュータの記録

（注）国民年金の被保険者名簿については、平成14年3月まで市町村で管理していたが、これは、年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、市町村が、国民年金保険料の収納事務を行うに当たって使用していた、いわば「控えの帳簿」であった。

平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務は市町村から国に移管され、記録は国（社会保険庁）のコンピュータに直接収録されることとなった。これに伴い、国民年金被保険者名簿は「控えの帳簿」としての役割を終え、市町村には法令上の保管義務がなくなっており、市町村によっては、そのすべて又は一部を保管していない。

③ 厚生年金の被保険者名簿・原票の記録（マイクロフィルム）とコンピュータの記録

【直面する問題への対応】

社会保険庁が保管するマイクロフィルム化された記録や市町村が保管している記録について、それぞれ対応するコンピュータの記録との突き合わせを計画的に実施する。具体的には、以下の作業を行う。

① 国民年金の特殊台帳の記録の突き合わせ

社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録（マイクロフィルム）について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。

② 国民年金の被保険者名簿の記録の突き合わせ

国民年金の普通台帳のほとんどは廃棄されているため、念のため、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。このため、市町村の保管する被保険者名簿を国に移管し、突き合わせに備えて点検・整備する。

なお、国民年金の被保険者名簿は、いわば「控えの帳簿」であって、これまでの国民年金保険料の納付記録は、既にコンピュータに収録されていることについて、十分な広報を行う。

また、社会保険事務所にその市町村に係る普通台帳が保管されておらず、かつ、市町村にも被保険者名簿が保管されていない中で、国のコンピュータに必要な情報が入力されていないケースは極めてまれと考えられるが、万一そのようなケースがあった場合には、社会保険庁や、4の「年金記録確認第三者委員会」において、ご本人の立場に立って、公正な判断を行う。このことについても、十分な広報を行う。

③ 厚生年金の被保険者名簿等の記録の突き合わせ

社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録（マイクロフィルム）について、それぞれコンピュータの記録と突き合わせて確認する。

なお、この突き合わせが効率的に行われるよう、厚生年金の被保険者名簿・原票の記録について、サンプル調査を速やかに行い、コンピュータへの転記が正確に行われたかどうかを確認する。調査は、社会保険事務所において保管するマイクロフィルムから抽出して実施する。

④ 進捗状況の公表

①から③までの突き合わせの対象となる記録は膨大であり、一定の期間を要するため、その進捗状況を半年毎に公表する。

なお、突き合わせの具体的方法は速やかに明らかにするが、それが完了するために必要な期間については、適正かつ効率的な実施の観点から、更に検討する。

4. 「年金記録確認第三者委員会」における記録確認

【明らかとなった問題】

保険料を納めていた旨をご本人が申し立てているにもかかわらず、

保険料の納付の記録が原簿であるコンピュータの記録に収録されていないケースがある。

【直面する問題への対応】

社会保険庁や市町村に記録がなく、ご本人も領収書等の直接的な証拠をお持ちでない事例については、「年金記録確認第三者委員会」を中央（設置済み）と地方に設置し（総務省）、個別に検討を行う。

同委員会は、ご本人の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、銀行通帳の出金記録等様々な関連資料を検討し、元雇用主の証言など周辺の状況に見られる事実も踏まえながら、記録訂正に関し公正な判断を総合的に示すものとする。

社会保険庁は、同委員会の判断を尊重し年金記録を訂正することとし、必要な年金をお支払いできるようにする。

II 相談体制の拡充

年金記録の正確性を確保するためには、まず社会保険庁自らが、上記のような、記録の名寄せや突き合わせ等の取組を行うことは当然であるが、年金受給者及び現役加入者の方々からご自身の記録に関する相談や照会をいただくことも必要である。

また、平成19年12月から平成20年10月にかけて、すべての年金受給者及び現役加入者の方々へ加入履歴をお知らせすることとしており、それに伴い予想される相談件数の増加に十分対応できるようにするためにも、相談体制を今後着実に整備していく必要がある。

1. 相談体制の拡充

(1) 来訪相談

① 市町村における巡回相談の実施等

早急に、すべての市町村において、巡回相談を実施する。【平成19年7月目途】さらに、これらの市町村における巡回相談を定期的・計画的に実施する。これらの巡回相談の実施の際、社会保険労務士会の協力を得る。

なお、社会保険労務士会においても、無料年金相談会等の年金相談を実施することとしている。

また、年金相談への対応窓口を開設し、年金加入記録の照会の取

り次ぎや年金記録の確認を始め、住民からの年金記録の相談への対応の充実が図られるよう、市町村の取組を促進する。

② 企業等における相談機能の充実

日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力を得て、企業等における年金に関する相談機能を充実する。具体的には、

ア 企業及び商工会議所に「年金相談窓口」等を設置すること

イ 現役加入者ご本人からの依頼に応じて年金記録に関する照会を企業内で取りまとめ社会保険事務所に提出すること

等について、協力を依頼する。【平成19年7月以降随時】

企業、商工会議所及び商工会館に設置される照会・相談窓口には社会保険庁職員を派遣し、年金照会を可能とするなど適切な措置を早急に講じる。また、これらの措置を実施するために社会保険労務士会からの協力も得る。

この場合、確認漏れが生じないように、依頼に先立って、社会保険庁において、詳細なマニュアルを作成し企業の社会保険委員等を対象とした研修を実施する。

③ 認知症の高齢者等への対応

社会保険事務所等に来て説明できない認知症の高齢者、施設入所者等については、以下のような対応を行う。【平成19年8月以降随時】

ア 通知に返事がない方に対し、電話で問い合わせ、認知症等の事情がある場合には、市町村とも連携して職員が出向くことを基本とする。

イ 本人の了解の下で社会保険事務所等に提供いただく様々な情報を受け付けるとともに、来訪相談において本人の履歴をその場で開示する場合は、委任状に基づく代理人に対しても対応する。

(2) 電話相談

社会保険庁による全国の電話相談センターの機能を集約化するとともに、社会保険労務士会等民間の協力も十分に得ながら、電話相談窓口の充実を行うなど、電話相談体制を強化する。【平成19年7月以降逐次実施】

(3) インターネットによる照会

インターネットによる照会に必要なID及びパスワードの発行までの期間を短縮する。【平成19年7月以降逐次実施】

2. 相談への対応状況の定期的な公表

相談体制の現状が国民の目から見て明らかになるよう、電話相談の応答率、社会保険事務所での来訪相談の待ち時間、本人の履歴を確認するための回答票の送付までの期間など、相談への対応の状況について、定期的に公表を行う。【平成19年7月以降随時】

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

今後、年金の記録を適正かつ効率的に管理するとともに、常にその都度国民が容易にご自身の記録を確認でき、年金の支給漏れにつながらないようにするため、年金記録管理の在り方を抜本的に見直す。

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム（レガシーシステム）を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

IV その他の課題への対応

上記のほか、以下の課題について、的確に対処する。

1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

いわゆる年金時効特例法の対象となる方々への年金の増額が漏れなく行われるよう、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、対象となる方には、年金加入記録等を予め記載した裁定請求書（自署又は記名押印だけで請求が可能。「ターンアラウンド請求書」）を順次お送りする。【平成19年9月から1年以内を目途に送付】

2. 保険料の着服への対応

保険料納入については、毎年の保険料払込済の通知や、保険料が未納となっている場合の納付催告状の送付のほか、現金による納入について、毎日、被保険者に対して発行した「領収書の控え」と「日銀払込みの現金払込書」と突き合わせを行っており、これらにより、着服があった場合には発覚する仕組みとなっている。

また、着服が発覚した場合には、刑事告発、免職、損害賠償請求、公表という一連の厳しい措置を採ることとしている。

今後、これらの発生防止の仕組みや発覚時の措置について、徹底して周知し、発生を防止する。【平成19年7月以降随時】

なお、今後、「年金記録確認第三者委員会」における確認作業の過程等で着服の事案が明らかとなった場合にも、現行と同様、保険料は当然本人から支払われたものとして取り扱う。

V 「年金記録問題検証委員会」による検証

年金記録問題発生の経緯、原因、責任の所在等について、「年金記録問

題検証委員会」(総務省)において徹底的な調査・検証を行う。【平成19年7月に中間発表】

VI 「年金業務・社会保険庁監理委員会」(仮称)の設置

年金記録問題に対応するための上記IからIV(『年金記録確認第三者委員会』における記録確認)を除く。)の対応策の着実な実施及び社会保険庁の業務の適正かつ確実な執行を監理するため、社会保険庁が日本年金機構に移行するまでの間、総務省に「年金業務・社会保険庁監理委員会」(仮称)を設置する。【平成19年7月中を目途に設置】

同委員会は、公正・中立な第三者によって構成する。また、同委員会は社会保険庁からの報告の聴取及び評価、監視、調整等を常時行うこととし、そのため、同委員会の用に供する部屋を社会保険庁の中に設ける。

おわりに

以上のような諸施策を通じて、政府・与党は、年金記録問題を一掃し公的年金に対する国民の信頼を回復するため、今後とも、全力を挙げてその責任を全うする。

なお、第166回国会で成立した日本年金機構法により、平成21年度中に、年金記録管理を含めた公的年金の業務は、日本年金機構が担うこととなる。しかし、同機構の業務については、厚生労働省に監理部署を設置し、厚生労働大臣の全面的な監督の下で行われることとなる。また、同機構の業務について、理事長等は、国会等において十分な説明責任を果たすことは当然である。

年金記録問題への対応の今後の道筋

I これまでの取組

(1) 年金記録問題については、これまで、昨年7月5日の年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」、本年1月24日の年金記録問題に関する関係閣僚会議で決定された「年金記録問題に関する今後の対応」等に沿って、国民の方々の多大なる御協力をいただきながら、一連の取組を進め、年金記録問題の解決に当たってきた。

① 中核となる取組は、「ねんきん特別便」を通じた国民の方々お一人お一人による年金記録の確認である。

具体的には、本年3月までに、基礎年金番号に未統合のいわゆる「5千万件の未統合記録」と社会保険庁が基礎年金番号で管理している「受給者3千万人・加入者7千万人の記録」とをコンピュータ上で突合せ(名寄せ)した結果、記録が結び付く可能性がある1,030万人の方々へ「ねんきん特別便」(「名寄せ特別便」)をお送りし、その後、未回答者、「訂正なし」と回答した方等へのフォローアップ対策を推進している。

また、4月以降、3月までにお送りした方以外のすべての年金受給者3,396万人の方に「ねんきん特別便」(「全員特別便」)を5月末までにお送りした。6月からは、3月までにお送りした方以外のすべての加入者6,200万人の方へ「全員特別便」をお送りしている。

なお、名寄せ特別便の実施に当たり、これまでに

- ・ 加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を同封する
- ・ 相談の際結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供する
- ・ 「訂正なし」と回答された受給者の方のうち、内容からみてご本人の記録である可能性が高いと考えられる方について、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認するといった丁寧な対応を行った。

- ② これと並行して、基礎年金番号に未統合の記録のうち、本年3月までのコンピュータ上の突合せなどでは記録の内容が解明できず、更に解明を進めることが必要な記録について、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）等を活用したコンピュータ上の調査等の解明作業を行ってきた。
- ③ さらに、国民の方々の立場に立って記録の訂正を行うための「年金記録確認第三者委員会」については、段階的な体制強化等により審議の促進を図ってきた。
- ④ 他方、コンピュータ記録（基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録）と紙台帳（マイクロフィルムを含む。）との突合せについては、これまで、規模の大きい厚生年金の被保険者名簿等のサンプル調査の分析等を行った上で、優先順位や効率的な実施方法等の検討を進めてきた。
- (2) これらの取組の結果、これまでに、
- ・ 「名寄せ特別便」に対し、受給者238万人（お送りした方の8割近く）、加入者321万人（4割強）の計559万人の方から回答をいただいた（そのうち「訂正あり」で回答いただいた方は、受給者は当初の1割強から約3割に割合が上昇しており、加入者は約7割となっている）
 - ・ 「全員特別便」に対し、1,459万人（5割近く）の受給者の方から回答をいただいた
 - ・ 平成18年6月からの統合済み記録は、619万件（そのうち「名寄せ特別便」の送付対象であるもの145万件）まで増加
 - ・ 今後解明を進める記録等は、1,618万件まで減少
 - ・ 年金記録確認第三者委員会の処理件数は、本年1月の730件から5月には3,304件（4.5倍）に増加
- など、着実に進展している。

Ⅱ 今後の対応の基本的考え方

- (1) 以上の経過等を踏まえ、昨年7月5日の政府・与党とりまとめ等に沿って、以下の対応を柱とし、引き続き、国民の方々の年金記録を正しいものとしていく取組を着実に進める。

- (2) 国民の方々に、正しい年金をお支払いするための課題は大きく分けて二つある。一つは、基礎年金番号に統合されていない記録(平成18年6月1日現在で5,095万件など)を統合・解明すること(第一の課題)、もう一つは、基礎年金番号で管理されている記録約2.5億件も含め、年金記録の正確性を点検すること(第二の課題)である。

① 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな取組の展開

「ねんきん特別便」は、すべての年金受給者と現役加入者合わせて1億人の方々お一人お一人に記録を確認いただくものであり、年金記録問題の対応において最も重要な、中核となる取組である。これは、ご自身の年金記録に「漏れ」がないか確認いただくことを通じて、第一の課題に効果的かつ効率的に対応しており、同時に、記録に「誤り」がないか確認していただくことにより、第二の課題にも対応するものである。

今後、これまで以上に、国民の方々にご自身の年金記録を確認していただける環境を整えること、また、国民の方々の御協力なくして年金記録問題の解決はできないことを国民の方々に御理解していただくことに努めながら、郵送・電話・訪問・巡回等によるきめ細やかなフォローアップの取組に全力を尽くす。その際、様々な機関・団体等の御協力もいただきながら、

- ・ 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、平成20年度中に集中的に取り組む
- ・ 現役加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、平成21年度からの「ねんきん定期便」による取組につなげていく。

② 記録の内容に応じた解明作業の実施

記録の内容に応じた解明作業については、第一の課題に対応するための補完的な手段であるが、できる限り多くの記録の解明・統合を図るために、①と並行して、住基ネットや届出いただいた旧姓等を活用した様々な方法による記録の内容に応じた解明作業を引き続き迅速に進めていく必要があり、平成20年度中に集中的に実施する。

- ③ 国民の方々が年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備
一方、第二の課題に対する方策は、国民の方々がご自身の年

金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備を行うことである。このため、すべての受給者・加入者への「ねんきん特別便」の送付に引き続き、

- ・ 平成21年度から、「ねんきん定期便」を毎年誕生月に加入者へ送付し、ご自身の記録を確認いただくとともに、
- ・ インターネットによる年金記録照会サービスについて、平成20年度中に、ご利用いただける方をこれまでの加入者に加えて、年金受給者の方へ拡大するほか、「社会保障カード」(仮称)の導入に向けた検討を進める。
- ・ 併せて、平成21年度に紙台帳の電子画像データ検索システムの整備を行うことにより、希望される方には社会保険事務所で紙台帳を迅速かつ簡便に確認いただけるようにする。

④ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

また、コンピュータ記録と紙台帳(マイクロフィルム含む。)との突合せは、第二の課題に対応するための補完的な手段であるが、サンプル調査の結果を踏まえると、突合せにより正しく年金をお支払いできる場合が一定程度ある以上、優先順位を付けた上で、効率的かつ実効性のある方法で実施することが必要である。

しかしながら、対象となる件数が8億件超と膨大であること、コンピュータ記録に変更がある場合は過去の履歴を遡って復元した上で突き合わせるなど慎重な作業が必要であること等から、相当のコストと期間を要するものと見込まれる。

このため、③の電子画像データ検索システムを活用し、平成22～23年度を集中受付期間として、受給者・加入者のお申し出に応じてコンピュータ記録と紙台帳(マイクロフィルムを含む。)との突合せを徹底的に実施する。また、その状況を踏まえた上で、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

- (3) 以上の取組を着実に進めることにより、基礎年金番号への未統合記録の統合・解明及び年金記録の正確性の点検を進め、国民の方々が自らの年金記録に不安を持つことのない状況となることを目指す。

Ⅲ 具体的対応

(1) 「ねんきん特別便」の確実な実施及びフォローアップの徹底

年金記録問題の解決のためには、国民の方々お一人お一人にご自身の年金記録をきちんと確認いただき、確実に御回答いただくことが何より重要である。

これまでも、「ねんきん特別便」を通じた年金記録の確認に、国を挙げて取り組んできたところであり、これまでの成果も踏まえ、今後、以下の取組を展開する。

ア 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開

(ア) これまでの取組

- ① これまで、本年4月25日に高齢者・福祉関係団体等により構成される「受給者特別便実施円滑化推進会議」、5月21日に経済団体、労働組合等により構成される「加入者特別便実施円滑化推進会議」、5月から6月にかけて各地方社会保険事務局ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置し、幅広い関係団体の御協力の下に、「ねんきん特別便」の周知・広報を推進している。
- ② 厚生労働省において、4月25日に「「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画」を策定し、高齢者・福祉関係者、事業主等の御協力の下に、省を挙げて「ねんきん特別便」の周知・広報を推進している。
- ③ 各府省庁に対し、広報誌、ホームページ等での「ねんきん特別便」の周知・広報、所管関係機関等への周知・広報の御協力の依頼を行い、政府を挙げて周知・広報を推進している。

(イ) 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開

(ア)を通じて、年金記録の確認に御協力いただくための呼びかけを徹底して進めるとともに、未回答の方への「回答のお願い」の送付、「訂正なし」と回答された方等へのフォローアップ照会の実施等に加え、多くの関係機関・団体等の御協力の下、年金記録の確認について、以下のとおり、受給者・加入者の方々の様々な状況に応じたきめ細やかな取組を地域ごとに展開する。

① 高齢者等が参加するイベント等における呼びかけ

地方公共団体や社会福祉協議会、老人クラブ等の高齢者・福祉関係団体の御協力の下、高齢者等が多数参加するイベントや大会等の情報を収集し、求めに応じてその場に職員を派遣し、

広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行う。

- ② 特別養護老人ホーム等の入所施設への巡回
特別養護老人ホーム等の入所施設を巡回し、入所者の家族会、イベント等の開催に合わせて広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行うとともに、相談会や回答票の回収を行う。
- ③ サラリーマン・自営業者への呼びかけ
各種経済団体や労働組合の御協力の下、事業所の社会保険委員等も活用し、様々な会合等の機会や広報誌、ホームページ等を通じて回答の呼びかけを行う。
- ④ 専業主婦・学生への回答の呼びかけ
地方公共団体、大学等の御協力の下、広報誌、ホームページ、掲示板への掲示等を通じて回答の呼びかけを行う。
- ⑤ 巡回相談等の実施
地方公共団体等の御協力の下に、社会保険事務所への交通の便が悪い地域等を巡回し、相談や回答票の回収等を行う。また、巡回相談への来訪が困難である方等については、必要に応じ戸別訪問による相談も行う。
- ⑥ 国民年金委員の御協力による呼びかけ
国民年金委員の方が、地域の集会等の際に、地域住民の方に対して広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行う。
- ⑦ 民生委員の御協力による呼びかけ
民生委員・児童委員協議会の御協力を得て、民生委員の方が地域住民の方を訪問する際などに、広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行っていただく。
- ⑧ 在宅介護サービス事業者の御協力による呼びかけ
在宅介護サービス事業者の御協力を得て、事業者が介護サービス利用者を訪問する際などに、広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行っていただく。
- ⑨ ホームレス関連施設等への職員派遣
ホームレスや矯正施設の被収容者の方について、関係機関の御協力の下に、施設等において年金記録の確認の周知・広報を行うとともに、施設等からの求めに応じ職員の派遣による相談会を行い、回答票の回収を行う。
- ⑩ 「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」等による年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開
高齢者・福祉関係団体、経済団体、労働組合等で構成される「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」の場等を通じて、上記取組等についての周知と御協力の要請を行い、年金記録を

確認いただくためのきめ細やかな取組について、効果的な地域展開を図る。

イ 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底

(ア) 「名寄せ特別便」への確実な回答のための対応

① 年金受給者

1) 「訂正なし」と回答した方への対応

- 「名寄せ特別便」に「訂正なし」と回答した方(一次名寄せの対象者)のうち、期間重複がなく名寄せで該当した記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない方には、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する「フォローアップ照会」を本年1月から実施しているところである。

* フォローアップ照会については、これまで入念照会と称していたところであり、79,359人(対象者のうち15.3%)の方に対して実施し、うち、ご本人の記録であると確認できた方が62,682人(79.0%)(平成20年5月30日現在)。

- 今後、「フォローアップ照会」について、内容からみてご本人の記録である可能性がある「期間重複がない方全体」に対象を拡大した上で(ただし、いずれかの方から「訂正あり」の回答が行われ、持ち主が確認されている場合は除く。)、平成20年度中に計画的に実施する。

* 「フォローアップ照会」(従来の入念照会)の対象者

現行； 期間重複がなく、かつ、名寄せで該当した記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない方(一次名寄せ対象者)

拡大後； 期間重複がない方(一次名寄せ対象者)全体

2) 未回答の方への対応

- 「名寄せ特別便」に回答のない方には、既に4月下旬から6月中旬までに1回目の「回答のお願い」(約53万通)を送付したところであり、なお回答のない方に対して、6月下旬から2回目の「回答のお願い」を送付するとともに、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し実施する。

- 2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお回答が得られない期間重複がない方については、平成20年度中に「フォローアップ照会」を計画的に実施する。

② 加入者

1) 未回答の方への対応

- 「名寄せ特別便」に回答のない方には、既に6月中・下旬に1回目の「回答のお願い」(約433万通)を送付したところであり、なお回答のない方に対して、6月下旬から2回目の「回答のお願い」を送付するとともに、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し実施する。

2) 「ねんきん定期便」によるフォローアップ

- 2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお回答が得られない場合には、平成21年4月から開始する「ねんきん定期便」に記録確認についての注意喚起の文書を同封する。
特に、記録が結び付く可能性がある方(期間重複がない方)には、「訂正なし」と回答した方も含め、結び付く可能性のある記録の一部を記載したお知らせを同封して回答を勧奨する。

(イ) 「全員特別便」の確実な送付及び回答のための対応

① 年金受給者

- 「全員特別便」に回答のない方には、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、平成21年2月から3月に「回答のお願い」を送付する。

② 加入者

- 「全員特別便」に回答のない方には、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、平成21年4月から送付する「ねんきん定期便」に記録確認についての注意喚起の文書を同封する。
- 第2号被保険者のうち、協力事業所(「ねんきん特別便」を従業員の方に配布することに御協力いただける事業所)に勤務する方(第2号被保険者の約55%)には、事業所経由で「ねんきん特別便」を送付し、確実にお届けするとともに、回答の回収についても、原則として協力事業所経由で実施する。

(ウ) 未到達者に対するフォローアップの徹底

- 「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方については、引き

続き、隔月に住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、変更届がなければ市町村や事業主の御協力を得て計画的に住所調査を行い、判明した新住所に送付する。

ウ 「ねんきん特別便」等の周知・広報の展開と相談の充実

(ア) 「ねんきん特別便」等に関する周知・広報の展開

- テレビ・新聞等の多様な媒体による政府広報やインターネット等により、「ねんきん特別便」への回答の呼びかけを引き続き定期的・効果的に実施する。

具体的には、

- ・ 「名寄せ特別便」の未回答の方(受給者・加入者)への回答の呼びかけ(6月下旬～平成21年3月)
- ・ 「全員特別便」の未回答の方への回答の呼びかけ
(受給者;6月～平成21年3月、加入者;11月～平成21年3月)
- ・ 「ねんきん定期便」の趣旨・目的等(平成21年3月以降)等を行う。

- 各府省庁及び地方公共団体に対し、広報誌・ホームページ・メールマガジン等での「ねんきん特別便」の周知・広報や所管の関係機関等への周知・広報について御協力を依頼したところであり、引き続き国を挙げて周知・広報の取組を引き続き推進する。

(イ) 相談の充実

① 社会保険事務所の来訪相談等の拡充

- これまで、「ねんきん特別便」専用窓口での対応、混雑状況に応じた職員の相談窓口への機動的配置・職員総出による対応、社会保険事務所への交通の便が悪い地域等における巡回相談等を実施してきたところであるが、これらの取組を引き続き推進する。

* 年金記録相談の特別強化体制における相談件数

731万件(平成18年8月21日～平成19年12月28日)

* 巡回相談実施回数(平成19年7月～平成20年3月)10,510回

(来訪者数357,882人)

- 4月12日以降7月までの全ての土日(24日間)を開庁日としたところであり、引き続き、相談需要の程度等を踏まえ、必要に応じ、社会保険事務所の相談窓口の土日開庁日を拡充する。

- 社会保険事務所の窓口でご本人のものと特定される年金記録が判明した場合の年金見込額の試算・ご本人への交付を引き続き実施する。

- * 試算件数 66,795件

- 変更前後の差引年金額総額 36.2億円

- (平成20年5月1日～同年5月31日)

- 年金記録の円滑な確認に資することができるよう、社会保険事務所等に「ねんきん特別便」の趣旨及び未統合となっている年金記録の事例を分かりやすく説明した広報資料や、各人が職歴・転居歴・氏名変更歴等を思い出しながら記載する履歴整理表を備え付けるとともに、ホームページにも掲載する。

② 電話相談の拡充

- これまで、「ねんきん特別便」の送付状況に応じ、「ねんきん特別便」専用ダイヤルの最大座数を平成19年12月の350席から平成20年6月は最大1,430席を用意するなど、体制の拡充を図ってきた。

- * これまでに対応した電話相談数 計約309万件

- (平成19年12月17日～平成20年5月31日)

- 電話相談の需要に応じた、「ねんきん特別便」専用ダイヤル等の体制の拡充を引き続き図るとともに、オペレーターの応答技能の向上等の取組を進める。

- 社会保険事務所と同様に、「ねんきん特別便」専用ダイヤルによる土日の相談対応を行う。

③ 市町村の御協力による身近な場所での相談の展開

- 市町村の御協力を得て、その窓口において以下の取組を引き続き実施する。

- ・ 「ねんきん特別便」の趣旨・目的や年金記録の見方、記載内容等についての説明
 - ・ 年金記録に訂正がある方への年金加入記録照会票の記入方法や年金記録に訂正がない方への確認はがき提出の案内の説明
 - ・ 加入履歴に漏れや誤りがある場合のそれらの記憶喚起の助言

- ・ 年金加入記録照会票等の社会保険事務所への届出代行の実施
- ・ 希望する市町村における、窓口装置(WM)を用いた「特別便」に関する相談に対する御協力
- ・ これらの取組について、市町村広報誌等による周知
 - * 相談対応 1,782市区町村(平成20年5月23日現在)
 - * 窓口装置の貸与 200市区町村(平成20年6月末予定)

④ 事業主、労働組合の御協力による職域での相談の展開

- 事業主の御協力を得て、事業所の社会保険委員等を活用しつつ、以下の取組を引き続き実施する。
 - ・ 上記の市町村の協力を得て行う「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る記憶喚起の助言等と同様の相談等を事業所においても行う。
 - ・ 加入履歴の漏れや誤りの訂正の申請を、事業所ごとに一括して代行申請を行う。
 - ・ これらの取組について、社内報等により周知する。
- 労働組合の御協力を得て、加入者の方々への「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る記憶喚起の助言等の相談、回答提出の推進、広報等の取組を実施する。

⑤ 社会保険労務士等の御協力による身近な場所での相談の展開

- 全国社会保険労務士連合会の全国的な御協力を得て、以下の取組を引き続き実施する。
 - ・ 全国の社会保険労務士事務所及び都道府県社会保険労務士会の年金相談センターにおける無料相談の実施
 - ・ 協力を得られる市区町村、郵便局、農漁協における、社会保険労務士による相談の実施
 - ・ 各都道府県社会保険労務士会への窓口装置(WM)の貸与
 - * 無料相談実施社会保険労務士事務所 1,533カ所(平成20年5月)
 - 都道府県社会保険労務士会の年金相談センター 47カ所(平成20年5月)
 - 郵便局・農漁協における相談 延べ1,319回(平成20年5月末までの実績)
- 社会保険事務所において、近隣の社会保険労務士事務所等における無料相談について紹介するとともに、市町村等の御協力を得て、これらの取組に係る周知・広報を行う。

⑥ 窓口装置(WM)の増設

- 本年1月から6月にかけて、社会保険事務所等の相談体制の整備等のため、混雑社会保険事務所や市町村に緊急配備した約800台を含め、約6,000台の増設を行ったところである。

今後更に、「全員特別便」への対応のため、1,735台の新規調達を実施して、社会保険事務所、市町村、社会保険労務士会等へ配備し、相談体制を拡充する。(平成20年6月下旬から)

* 窓口装置の配備状況

11,060台(平成19年12月)→16,876台(平成20年6月)

→18,426台(平成20年7月以降)

エ 記録統合・裁定変更にかかる事務処理の円滑化・迅速化

(ア) 記録照会に対する調査の効率性の向上

- 年金受給者及び加入者から年金記録の照会があった場合の社会保険事務所における調査方法について、現場のベテラン職員のノウハウを集約し、全国的に活用を図ることにより調査の効率性を高める。

(イ) 厚生年金保険の旧台帳の検索の効率化

- 以下の措置を講じることにより、これまで旧台帳の記録確認に要していた時間を短縮、記録統合や裁定変更処理の迅速化を図る。
 - ・ 紙媒体で保管している約1,365万件の旧台帳については、手帳記号番号のデータベース化を図ることにより、記録の確認を迅速にできるようにする。なお、このことにより、これらの記録の正確な保管件数の把握が可能になる。(平成20年度中)
 - ・ マイクロフィルムで保管している約1,466万件の旧台帳については、漢字氏名・生年月日から旧台帳の手帳記号番号及びカセット・ブリップ番号が検索できる「漢字氏名索引」のシステムを新たに構築することにより、記録の確認を迅速にできるようにする。(平成20年6月)

(2) 「今後解明を進める記録」等の解明・統合の実施

記録の内容に応じた解明作業については、引き続き、「ねんきん特別便」を通じた年金記録の確認の取組と並行して、平成20年度中に集中的・計画的に実施する。

ア これまでの取組

- 漢字カナ変換が行われた記録(約154万件)については、平成20年2月から4月にかけて、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等により漢字氏名を確認の上、漢字氏名の収録作業を完了した。
- 住基ネットによる調査を行うことにより、「基礎年金番号を有していない生存者」、「5年以内の死亡者」などを特定し、解明を必要とする記録を絞り込むこととしており、6月末までを目途に調査を実施しているところである。

(※)6月中旬時点で判明している調査結果

照会件数	1322 万件	100.0 %	(照会予定件数全体の約7割)
該当なし	1074 万件	81.2 %	
該当あり	248 万件	18.8 %	
生存者	198 万件	15.0 %	
死亡者	47 万件	3.6 %	
所在不明	3 万件	0.2 %	

イ 今後の取組

- 「漢字カナ変換記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査を進め、記録の持ち主である可能性があることが判明した方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。
(平成20年7月～9月末)
- 住基ネットでの調査を進め、「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5年以内の死亡者」を特定し、年金受給に結び付くと思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。
(平成20年6月末～7月末)
- 「名寄せ特別便」の送付に当たり、未統合記録と基礎年金番号の記録との名寄せ処理を行っており、その際に氏名・性別・生年月日・加入期間が完全に重複していた記録を抽出・精査する。
(平成20年6月～12月末日途)
- 「全員特別便」に対する回答(訂正なし)のうち、旧姓の申出があったものの磁気データ化を行うとともに、オンライン上に既に収録されている旧姓履歴データを活用した調査により、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」を特定し、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。
(平成20年12月～平成21年3月末日途)

○ 住基ネットでの調査により「該当なし」となった記録について、プログラム開発等を行った上で、社会保険庁で管理している既に死亡している受給者の記録との突合せを行い、死亡者の記録を特定し整理する。(平成20年8月末日途)

○ 住基ネットでの調査により「該当なし」となった記録について、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等により、氏名・生年月日・性別の3情報を確認し、必要に応じて「過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記・入力ミスにより名寄せされなかった記録」の補正を行う。なお、補正作業の実施に当たっては、加入期間が長い記録から優先的に取り組む。

また、補正を行った記録について、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。

(平成20年7月～平成21年3月末日途)

○ なお、「名寄せ特別便」の対象となった未統合記録1,172万件のうち、特別便により確認した結果、本人の特定に至らなかった記録については、平成20年秋以降、上記の解明作業と併せて、解明の取組を実施する。

○ また、海外居住者に対して、在外公館を通じ、広報資料やホームページにより、記録確認の呼びかけを行う。

ウ 以上を踏まえた更なる解明・統合等の検討

○ 平成20年度に上記の各種解明作業を行っても、本人の特定が困難な記録については、更に可能な限り、インターネット上等での公示、過去に勤務していた事業所(厚生年金)や過去の住所の所属する市町村(国民年金)への照会を通じ、解明・統合等を行うことに関し検討する。

○ なお、死亡が判明した方の記録についても、未支給年金等への対応の観点から、同様の取扱いを検討する。

(3) 年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

国民の方々が、ご自身の年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みを整備する。

ア 「ねんきん定期便」の適切な実施

- 平成21年4月から、国民年金・厚生年金保険のすべての加入者の方に対し、毎年誕生月に直接ご本人宛に「ねんきん定期便」を送付する。
- 平成21年4月から一年間及び節目年齢時(35歳・45歳・58歳)には、年金加入期間(加入月数、納付済月数)、保険料納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額、年金加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日)並びにすべての期間の標準報酬月額(厚生年金)及び保険料納付状況(国民年金)を通知する。
- その他の場合には、年金加入期間、保険料納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額並びに直近一年分標準報酬月額(厚生年金)及び保険料納付状況(国民年金)を通知する。
- なお、(1)イのとおり、「ねんきん特別便」に未回答の方等に対しては、注意喚起の文書等を同封する。

イ インターネットによる記録照会

- 平成18年3月より実施しているインターネットによる年金記録照会サービスについて、加入者から受給者にも拡大し、受給者の方も、過去のすべての標準報酬月額(厚生年金)や保険料納付状況(国民年金等)等を確認できるようにする。(平成20年度)
* IDパスワード発行件数 1, 307, 825件(5月末現在)

ウ 紙台帳ファイルの電子画像データ検索システムの構築(再掲)

- 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金の名簿等について、電子画像ファイル化するとともに、手帳記号番号により画像検索ができるシステムの構築を行い、社会保険事務所で同一の手帳記号番号記録を集約して確認できるようにする。(平成21年度)

(4) 「厚生年金・船員保険旧台帳(1, 466万件)」への適切な対応

厚生年金・船員保険旧台帳(「1, 430万件」・「36万件」)について、引き続き、以下のような取組を実施する。

ア これまでの取組

- 磁気ファイル化するための入力作業を行った上で、コンピュータ記録との突合せにより、記録が結び付くと思われる方の被保険者資格記録の入力、期間重複チェックを行い、その結果記録が結び付く可能性のある方に、「記録のお知らせ」を送付したところである(5月29日に約68万通を送付)。

(注) 厚生年金旧台帳等の記録は、持ち主が既に70歳を超えていること、昭和29年以前の古い記録であることから、ご本人に記録を思い出していただくためには特別な配慮が必要となる。このため、「記録のお知らせ」により、ご本人に古い記録の中に持ち主の可能性が高い記録が見つかった旨をお知らせした上で、社会保険事務所等からご本人に確認させていただくための連絡先情報(氏名・住所・電話番号)を「回答はがき」に記入して返信いただくこととしている。

イ 今後の取組

(ア) 記録の確認

- 今後、「回答はがき」により返信いただいた方に、相談のための準備を順次整備しながら、後日(概ね返信の1か月後)、社会保険事務所等から電話連絡をし、具体的な情報をお伝えしつつ、旧台帳記録に係る記憶を呼び起こしを行い、丁寧に記録の確認を行う。

(イ) 検索の効率化(漢字氏名索引システムの導入)〔再掲〕

- 突合せで氏名等が一致しなかった記録については、漢字氏名・生年月日から旧台帳の手帳記号番号及びカセット・ブリップ番号が検索できる「漢字氏名索引」のシステムを新たに構築することにより、記録の確認を迅速に行うことができるようにする。(平成20年6月)

(ウ) 残された記録の解明

- 厚生年金・船員保険旧台帳の記録は、昭和29年以前の非常に古い記録であるため、一定の仮定の下に国勢調査の人口により推計すると、現時点で約7割の方(約1,000万件)が死亡していると考えられるが、「記録のお知らせ」の送付対象とならなかった記録についても内容の解明を進める。

(5) コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施

8億件超に上る紙台帳(マイクロフィルムを含む。)とコンピュータ記録(基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録)との突合せについては、これまでに実施したサンプル調査の分析等を踏まえ、

実効性・効率性を考慮しながら進める。

ア これまでの取組

社会保険庁が保管するマイクロフィルム化された記録や市町村が保管している記録について、コンピュータの記録との突合せを計画的に実施するため、これまで以下の作業を実施してきた。

- ・ 国民年金の被保険者台帳(特殊台帳分)のサンプル調査の実施
(19年4月～6月実施、19年6月公表)
→ 3,090件のうち、マイクロフィルム記録とオンライン記録が一致しておらず、年金給付に影響があるものが4件あった。
- ・ 社会保険事務所の被保険者台帳の保管状況調査
(19年5月実施、19年8月公表)
- ・ 市町村の国民年金の被保険者名簿の保管状況調査
(19年5月実施、19年8月公表)
→ これらの調査等の結果により、紙台帳(マイクロフィルムを含む。)の記録は延べ約8.5億件。
- ・ 国民年金特殊台帳の突合せ
→ 平成20年5月から、約3,300万件の国民年金特殊台帳等についてコンピュータ記録との突合せを実施。
(平成20年度中に完了予定)
- ・ 厚生年金の被保険者名簿等に係るサンプル調査の実施
(20年1月～6月)
→ 約2万件を抽出し、調査した結果、厚生年金の名簿・原票の記録とコンピュータ記録が一致していないものが277件(約1.4%)あった。

イ 今後の取組

- 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金名簿等の突合せ
 - ・ 厚生年金保険の名簿等については、個人・手帳記号番号単位で集約されておらず、確認に時間を要している。また、厚生年金と国民年金が混在する記録については、厚生年金と国民年金の名簿を合わせて確認する必要もある。
このため、これらの紙台帳について、(3)ウの画像データ検索システムの構築等の基盤整備を実施する。
(平成20年度から準備を進め、平成21年度に整備)
 - ・ 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金名簿等とオンライン記録の突合せ作業については、平成22年度～23年度を集中受付期間として、上記のシステムを活用し、記録確認のお申

し出のあった受給者・加入者について突合せを徹底的に実施する。

突合せに当たっては、名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、他の書類の確認等により慎重に作業を行い、最終的にはご本人に確認を行う。

受給者からの記録確認のお申し出の状況を踏まえた上で、受給者にかかる突合せを計画的に実施する。

なお、加入者については、上記の基盤整備を実施した上で、通常の裁定処理の中で名簿・原票等にも当たってオンライン記録の正確さを確認した上で裁定を行うこととする。

○ 国民年金特殊台帳

- ・ 複雑で特殊な記録である国民年金特殊台帳については、平成20年度中に記録の突合せを計画的に実施する。

(6) 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

標準報酬等の遡及訂正事案については、第三者委員会あっせん事案等17件の調査を実施しているところであるが、今後、以下のような対応を進める。

○ あっせん事案等への対応

あっせん事案等の調査を引き続き進めるとともに、外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案160件に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。

○ あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方の事案への対応

あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行う。

(7) 年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- 年金記録確認第三者委員会においては、本年2月以降、処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県)を中心に審議チームを50以上増やして約180チームとし、それに併せて委員を538人から約850人へ増員、事務室職員も877人から約1,700人へと

大幅な体制強化を進めてきているところである。

- また、あっせん事例集の整備、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、社会保険労務士の協力を得つつ、申立てに関する相談・調査の充実等も行ってきているところである。

これらにより、審議の迅速化を図り、本年3月末までに申し立てられた事案(49,897件)については、概ね1年を目途に処理を終えることとするとともに、本年4月以降に申し立てられた事案については、今後の申立件数を勘案し、一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進めることとする。

- * 第三者委員会月間処理件数 730件(平成20年1月)→3,304件(5月)
処理済み件数(累計) 14,646件(平成20年6月24日現在)
うちあっせん件数(累計) 6,470件(平成20年6月24日現在)
- * 第三者委員会送付前の社会保険事務所
段階における年金記録の訂正件数 54件(平成20年6月15日現在)

(8) その他の対応

ア 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

- 社会保険庁において基金加入記録等のデータを抽出した上で、厚生年金基金へ当該データを提供し、平成20年度中を目途に各厚生年金基金において、加入員記録との突合せを実施する。

イ 共済過去記録の基礎年金番号への統合

- 平成20年度において、共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成21年度中を目途に基礎年金番号への統合を行う。

ウ 旧令共済組合員記録への対応

- 国家公務員共済組合連合会の調査において、旧令共済組合の組合員原票(加入記録)約6.5万件等が確認されたことから、国家公務員共済組合連合会から当該旧令共済組合員原票データの提供を受けて、社会保険庁において厚生年金等の年金受給者ファイル等のコンピュータ記録との突合せを行い、該当した方(本人又は遺族)に対して、その旨をお知らせして確認いただくとともに、制度の周知を図り、厚生年金等の年金給付に結び付ける。

(平成21年度前半)

エ 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

- 平成19年10月より、同一人に複数の基礎年金番号が割り当てられた可能性のあるものについて、年3回把握し、社会保険事務所において徹底した調査を行い、その早期解消に努めている。
- 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査(氏名・性別・生年月日・住所の4項目の一致を確認)の完全実施を図り、引き続きその発生を徹底的に防止する。

オ 基礎年金番号で管理しているオンライン記録の整備

- 基礎年金番号で管理しているオンライン記録について、システム刷新に伴いデータを円滑に移行するための整合性確認作業等を行う。

カ 地方庁における紙台帳の保管・管理

- 地方庁における紙台帳の保管については、社会保険庁保有個人情報管理規定等に基づいた適切な保管・管理を行うよう、引き続き、その趣旨の徹底と指導を行う。

キ 派遣職員等による業務の適切な管理

- 年金記録問題への対応においては多くの派遣職員等に業務を実施させることが必要となるが、その際には、指導・監督とパフォーマンスのチェックを徹底する。

ク 社会保険庁本庁と市町村・地方庁との連携強化

- 年金記録問題への取組については、現場の意見や要望を十分に踏まえた対応を実施するため、社会保険庁本庁と市町村・地方庁との連携を一層強化する。

年金記録問題のこれまでの取組と今後の道筋

平成 21 年 3 月 31 日
厚生労働省
総務省

第 1 これまでの取組

- 年金記録問題については、これまで、平成 19 年 7 月 5 日の政府・与党とりまとめ、昨年 6 月 27 日の年金記録問題に関する関係閣僚会議で了承された「年金記録問題への対応の今後の道筋」等に沿って、国民の方々の多大なる御協力をいただきながら、取組を進めてきた。
- 基礎年金番号に未統合の 5000 万件の記録の問題については、
 - ① 「ねんきん特別便」を通じて国民の方々お一人お一人に年金記録を確認していただくことを取組の柱としている。

この「ねんきん特別便」を昨年 10 月までに全ての年金受給者及び現役加入者約 1 億 9 百万人に送付を終え、本年 1 月末時点で約 7,200 万人（お送りした方の 7 割弱）の方から回答をいただき、そのうち 9 割の方（約 6,500 万人）について、年金記録の確認作業が完了した。
 - ② また、「ねんきん特別便」による記録確認に加えて、住基ネットによる調査、旧姓による調査等により解明作業を進めている。
 - ③ 再裁定処理については、システムの機能強化や大幅な体制拡充により、処理の迅速化に努めている。
- 年金記録の正確性の問題については、
 - ① 標準報酬等の遡及訂正事案については、昨年 9 月 9 日に調査結果を公表し、不適正な遡及訂正処理の可能性の高い厚生年金受給者約 2 万人への戸別訪問調査の実施等により、正しい記録への訂正と事実関係の調査を進めている。
 - ② 紙台帳とコンピュータ記録との突合せについて、まずは、国

民年金の特殊台帳について実施するとともに、厚生年金の名簿等及び市町村が保管する国民年金の名簿等の突合せの前提となる「電子画像データ検索システム」の構築に着手した。

- ③ 年金記録確認第三者委員会においては、体制の大幅な拡充を行い、公正かつ迅速な処理に努め、これまでに約 6.1 万件の処理を行ってきた。このうち平成 19 年度末までに申し立てられた事案については、99.8 パーセントの処理を終えたところである。

第 2 今後の取組の基本方針

- 未統合記録の解明・統合については、国民の方々に正しい年金をお支払いするため、引き続き、「ねんきん特別便」の回答や未統合記録の解明作業に基づく年金記録の確認作業を進めていく。
- また、年金記録の正確性を高めていくため、平成 21 年 4 月から現役加入者の方に送付する「ねんきん定期便」により、標準報酬月額や国民年金の納付状況を含む幅広い個人の年金情報を提供するとともに、標準報酬等の遡及訂正事案への対応を進める。
- この工程としては、平成 22 年 1 月の日本年金機構の発足までの間に一区切りをつけるため、人員等の体制強化、作業の効率化等を徹底し、各種の事務処理を集中的・計画的に実施する。人員については、賃金・派遣等職員の増員を図り、年金記録問題への従事者数を全体で 1 万人を超える規模とする。
- 業務の処理状況を的確に把握し、進捗を図るため、社会保険庁本庁・社会保険業務センター・地方社会保険事務局・社会保険事務所の各機関の間の連携・協力を一層密に行う。
- なお、ねんきん定期便の発送やその回答の処理等平成 22 年 1 月以降に引き継がれる年金記録問題への対応に係る業務については、

日本年金機構において実施される。紙台帳とコンピュータ記録の突合せも計画的に実施する。

- 年金記録確認第三者委員会においては、引き続き、20年4月以降の申立てについても公正かつ迅速な処理に努める。また、年金受給者（無年金者を含む。）については、早急な年金記録の訂正の必要性が高いことから、これらの者からの申立てを優先的に処理する。

第3 未統合記録の問題への対応

1. ねんきん特別便

(1) 回答をいただくための取組

① これまでの取組と現状

- 昨年10月までに全ての受給者及び加入者に送付した「ねんきん特別便」は、国民の一人一人に年金記録を送付し、御確認いただくという、年金記録問題の解決のための中核的な取組である。
- このため、テレビ、新聞等の多様な媒体による政府広報により「ねんきん特別便」への回答を呼びかけるとともに、各府省庁において、ホームページによる広報を実施するなど国を挙げて周知・広報の取組を推進してきた。
- また、高齢者・福祉関係団体等により構成される「受給者特別便実施円滑化推進会議」、経済団体、労働組合等により構成される「加入者特別便実施円滑化推進会議」、地方社会保険事務局ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」をそれぞれ設置するなど、幅広い関係団体の御協力の下に、「ねんきん特別便」の周知・

広報を推進してきた。

- さらに、これらの周知・広報と併せて、未回答の方に対する「回答のお願い」の葉書の送付など、きめ細やかな回答の呼びかけを実施してきた。
- この「ねんきん特別便」に関する相談に関しても、社会保険事務所の「ねんきん特別便」専用窓口や「ねんきん特別便」専用ダイヤルを整備し、対応してきた。
また、社会保険事務所等での相談対応に加えて、市町村、事業主、労働組合、社会保険労務士等にも御協力を得ながら様々な場所での相談に対応してきた。
- これらの取組もあって、平成21年1月末現在で、約7割に上る7,200万人の方から御回答をいただくなど、国民の皆様の御協力をいただいた。

②今後の取組

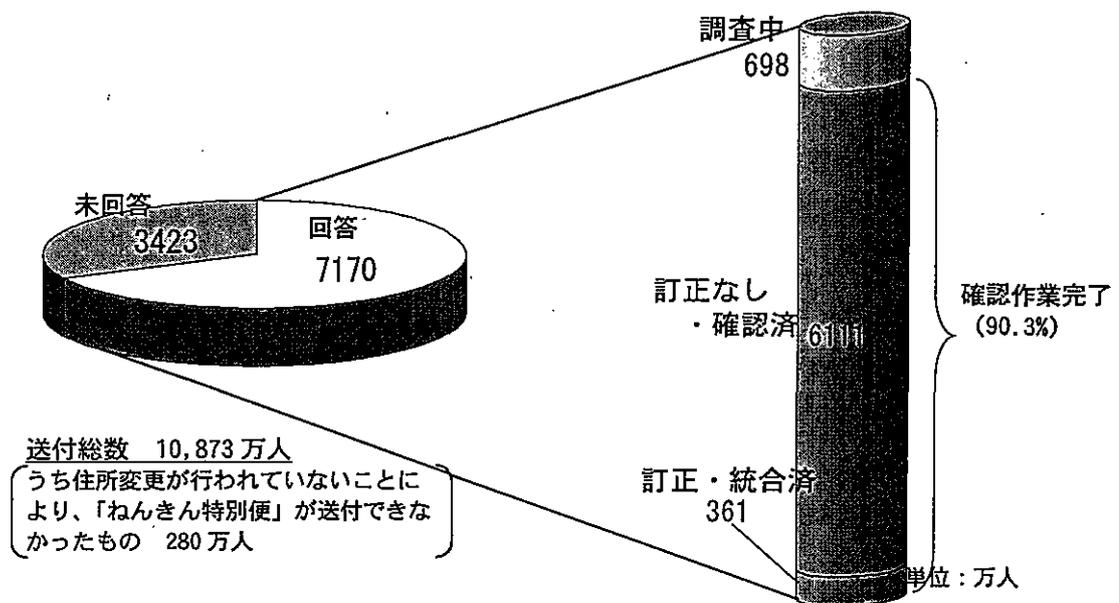
- 「名寄せ特別便」の送付対象である現役加入者の未回答者については、記録とその確認についての注意喚起及び「回答のお願い」の文書を、「全員特別便」の送付対象である現役加入者の未回答者については、「回答のお願い」の文書を「ねんきん定期便」に同封する。
- また、「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方について、引き続き、住所調査等を実施するとともに、住所変更を届け出いただくよう広報等で呼びかけ、住所変更されたものについては、「ねんきん定期便」等で対応する。

(2) いただいた回答への対応

①これまでの取組と現状

- 昨年10月までに送付した「ねんきん特別便」に対し、平成21年1月末現在で、7,200万人から御回答をいただいたところであるが、そのうち9割（約6,500万人）の方について、年金記録の確認作業が完了した。

【「ねんきん特別便」への回答の対応状況】（21年1月末時点）



- また、受給者に対する「名寄せ特別便」に「訂正なし」と回答された方や未回答の方に対しては、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する「フォローアップ照会」を実施している。
- なお、「全員特別便」で受給者から「訂正あり」との文書での回答があったものについて処理の過程で分析したところ、特別便により送付した既に基礎年金番号により管理されている御本人の記録と同じ内容をそのまま記載いただいていたなどの理由により、約8割は訂正の必要は認められなかった。

②今後の取組

- 「ねんきん特別便」に回答いただいた方に対しては、社会保険事務所が保管する適用事業所に係る名簿を全国の社会保険事務所で検索出来るようにするための電子化を行い、過去勤務していたとお申し出のあった事業所が厚生年金の適用事業所であるか否かを全国の社会保険事務所で迅速に判別できるようにするなどの取組を行い、処理の促進を図る。これにより、本年3月までに受け付けた「訂正あり」回答については、日本年金機構の発足までを目途に年金記録の確認作業を完了することを目指す。
- フォローアップ照会については、ご本人のものである可能性が高い未統合記録を同封した文書を送付することにより、作業を迅速化する。

2. 記録解明のための作業

(1) これまでの取組と現状

- 未統合記録約5000万件については、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、以下のように記録の内容に応じた様々な方法による解明作業を計画的に進めてきた結果、基礎年金番号に統合済みの記録は1010万件に増加した。今後解明を進める記録は1162万件まで減少しており、今後、旧姓情報を活用した調査などの解明作業のほか、最終的にはインターネット上での公示等により解明・統合を進めることを検討する。

調査	調査結果・状況
住基ネットによる調査	(対象) ・住基ネットと照合した結果、生存者と判明した314万件 ・このうち、未統合記録のみで年金受給資格期間を

	<p>満たしている 2.5 万人に平成 20 年 6 月から 7 月にかけて「年金記録確認のお知らせ」を送付 (回答状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 12 月末現在、1.1 万人から回答があり、自身の記録であるとの回答は 0.9 万人 ・自身の記録であるとの回答のうち調査が終わった 5,400 人について見れば、 <ul style="list-style-type: none"> ①既に統合済み 1,200 人 ②本人の記録と確認できた 3,600 人 <ul style="list-style-type: none"> うち、当該記録以外で障害年金等を受給中 <ul style="list-style-type: none"> 約 5 割 受給開始年齢前 約 2 割 新たに受給権発生 約 3 割 ③本人の記録と確認できなかった 600 人
漢字カナ変換記録に係る調査	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漢字カナ変換が行われた記録 154 万件 ・このうち、年金手帳記号番号を払い出す際の氏名、生年月日等を記入した整理簿（年金手帳記号番号払出簿）等により漢字氏名を収録した上で、基礎年金番号の記録との突合せで該当した 18 万人に平成 20 年 7 月から 9 月にかけて「年金記録確認のお知らせ」を送付 <p>(回答状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 12 月末現在、9 万人から回答があり、「自身の記録である」との回答は約 8 割
オンライン上の旧姓等の氏名変更履歴を活用した調査	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧姓等の氏名変更履歴データと未統合記録の突合せを行い、未統合記録の持ち主であると思われる方約 150 万人に平成 20 年 12 月から平成 21 年 3 月にかけて「年金記録確認のお知らせ」を送付
払出簿による調査	<p>(対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳記号番号払出簿により氏名・生年月日・

	性別の3情報を確認し、当該記録のオンライン上の表示と不一致となったものを補正し、基礎年金番号の記録との突合せを行い、本人の記録であると思われる方に平成21年3月からお知らせを送付中
--	--------------------------------------------------------------------------------------------

- 厚生年金等の旧台帳記録約1466万件については、マイクロフィルムの記録を磁気ファイル化するための入力作業を行った上で、基礎年金番号の記録との突合せを行い、記録が結び付くと思われる方約68万人に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、平成21年2月末時点で、約58万人の方から電話番号等の連絡先の返信をいただいている。この約58万人の方については、電話や訪問による調査を行い、旧台帳記録に係る具体的な情報をお伝えしつつ、丁寧な記録確認の作業を進めているところであり、平成21年2月末時点で約36万人の方から回答をいただき、そのうち、約8割の29万人の方について、ご本人の記録であると確認できた。

(2) 今後の取組

- 記録の内容に応じた説明作業については、引き続き、「ねんきん特別便」を通じた年金記録の確認の取組に追加して、以下の方針により、取組を進めていく。
- 「全員特別便」に対する「訂正なし」の回答票で申し出いただいた旧姓情報を磁気データ化した上で、未統合記録との突合せを行い、未統合記録の持ち主であると思われる方に対して、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒によるお知らせ(黄色便))を送付し、記録を確認いただく。
- 住基ネットによる調査の結果「生存者」と判明した未統合記録のうち、既に「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)を送付した約2.5万人の方に次いで、新たに年金受給につながりやすいと考

えられる方に対して、「年金記録の確認のお知らせ」（黄色便）を送付し、記録を確認いただく。

なお、無年金の方が、記録訂正により新たに年金受給権を得るに至った場合は、年金裁定の処理を速やかに行う。

- 「ねんきん特別便」等の回答に係る年金記録の確認作業や上記のような各種説明作業を行うとともに、最終的にはインターネット上での公示等により説明・統合を進めることを検討する。なお、死亡が判明した方の記録についても、未支給年金等への対応の観点から、同様の取扱いを検討する。
- 厚生年金等の旧台帳記録約 1466 万件に係る「年金加入記録の確認のお知らせ」に返信いただいた方に対する調査については、上述のフォローアップ照会と同様に、ご本人のものである可能性が高い未統合記録を同封した文書の送付により作業を迅速化する。

3. 再裁定処理

(1) これまでの取組と現状

- 記録の統合等に伴う年金額の裁定変更処理（再裁定）については、受給者からの再裁定の申出を社会保険事務所が社会保険業務センターに進達し、同センターにおいて処理している。
- 再裁定の迅速化のため、これまでも再裁定に必要な複雑な事務処理に精通した職員の集中配置や派遣職員の増員等のほか、再裁定処理システムの機能の強化などを行ってきた。
- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 111 号。以下「年金時効特例法」という。）により、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効に

より消滅した分も、ご本人へ全額をお支払いすることとされている。

(2) 今後の取組

- 一日も早く正しい年金をお支払いするため、今後は、以下の方針により再裁定の処理を促進することとする。
- 社会保険業務センターでは、平成 20 年 12 月時点の 280 人体制を増強して、現在、約 470 名の職員が再裁定処理に当たっており、この年度末には 1 月当たり約 20 万件程度の処理を行うこととしている。これにより、本年夏頃を目途に、社会保険業務センターへの進達から 3 ヶ月程度で処理できるようにすることを目指す。
- さらに、再裁定処理システムの改善とこれに合わせた体制の整備に努め、処理の迅速化を図る。

【再裁定の処理件数等の推移と今後の見込み】

	20 年				1~12 月の累計	21 年 (見込み)					
	9 月	10 月	11 月	12 月		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
受付件数	14.4	12.5	11.7	10.5	115.8	8.0~10.0			10.0~12.0		
処理件数	2.5	5.0	6.8	8.6	38.7	9.0 ~ 10.0	11.0 ~ 12.0	19.0~20.0			
未処理件数 (期末現在)	66.4	73.8	78.7	80.6		78.6 ~ 81.6	74.6 ~ 80.6	62.6 ~ 71.6	52.6 ~ 64.6	42.6 ~ 57.6	32.6 ~ 50.6

- 時効特例給付については、従来再裁定処理後の初回支払い（時効にかからない部分の年金給付の支払）からさらに概ね 3 ヶ月から 4 ヶ月後の支払となっていた。再裁定処理の進捗とともに、時効特例給付の要処理件数も急増しているため、時効特例給付処理システムの改善等に取り組んだ。これにより、できる限り早期に、2 ヶ月から 3 ヶ月程度での支払が可能となるようにする。今後も、システムの改善を進めるなど、できる限り早期の支払を目指す。

【時効特例給付の処理件数等の推移と今後の見込み】

	20年				1～12月 の累計	21年（見込み）					
	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月	5月	6月
受付件数	1.6	1.6	2.3	3.7	20.2	10.0 ～ 11.0	8.0 ～ 9.0	10.0 ～ 11.0	16.0～17.0		
処理件数	1.4	1.6	2.0	2.6	14.7	5.0 ～ 6.0	9.0 ～ 10.0	11.0 ～ 12.0	15.0 ～ 16.0	16.0～17.0	
未処理件数 (期末現在)	6.6	6.6	7.0	8.1		12.1 ～ 14.1	10.1 ～ 14.1	8.1 ～ 14.1	8.1～16.1		

第4 年金記録の正確性の確保

1. 「ねんきん定期便」等年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備

(1) ねんきん定期便の送付

- 本年4月から、国民年金・厚生年金のすべての現役加入者の方に対し、毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、御自身の記録を御確認いただく。
- 「ねんきん定期便」においては、節目年齢時（35歳・45歳・58歳）には、
 - ・年金加入期間（加入月数・納付済月数）
 - ・保険料納付額の目安
 - ・加入実績に応じた年金見込額
 - ・年金加入履歴（加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日）
 - ・すべての期間の標準報酬月額（厚生年金）
 - ・保険料納付状況（国民年金）
 を通知する。

これにより、「ねんきん特別便」には含まれていなかった標準報

酬月額や国民年金の納付状況、さらに保険料の納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額など個人の年金に関する幅広い情報が提供され、御自身の年金記録を確認できることとなる。

- その他の年齢の方の場合には、
 - ・ 年金加入期間
 - ・ 保険料納付額の目安
 - ・ 加入実績に応じた年金見込額
 - ・ 直近一年分の標準報酬月額（厚生年金）
 - ・ 直近一年分の保険料納付状況（国民年金）を通知する。

- ただし、平成 21 年度においては、全ての方に、節目年齢時に送付する記録と同様の記録を送付する。これにより 21 年度中に全ての加入者に、標準報酬月額を含めて、自らの記録をご確認いただけるようにする。

- 加入者については、約 6 万 9 千件を抽出した際の 3 条件のいずれかに該当する延べ約 144 万件（実件数 約 108 万件）に該当する場合には、注意喚起を行う文書を、「ねんきん定期便」に同封する。

- なお、受給者については、標準報酬の情報を含むお知らせの送付を本年中を目途に開始する。（上記延べ約 144 万件に該当する場合（約 2 万件の戸別訪問対象者を除く。）には、注意喚起を行う文書を同封する。）

（2）ねんきん定期便の広報・相談体制

- 4 月からの「ねんきん定期便」の送付に合わせて、社会保険庁ホームページ、政府広報等を活用して、3 月から国民年金・厚生年金の現役加入者に対し、「ねんきん定期便」に関する広報を実施して

いる。

- 「ねんきん定期便」についての専用ダイヤルを設けて電話相談に応じるとともに、社会保険事務所の相談窓口等において、社会保険労務士会等の協力を得て来訪相談に対応する。

(3) インターネットによる記録照会

- 平成18年3月から実施している加入者を対象としたインターネットによる記録照会サービスの対象を本年3月から受給者にも拡大し、過去のすべての標準報酬月額・保険料納付状況等を確認できるようにした。

(4) 電子画像データ検索システムの構築

- 厚生年金及び国民年金の名簿等について、平成21年度中に「電子画像データ検索システム」を構築し、社会保険事務所で同一の手帳記号番号記録を集約して確認できるようにすることにより、これらの紙台帳とコンピュータ記録の突合せを実施するほか、年金記録に関する照会に対し迅速に対応できるようにする。

2. 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

(1) これまでの取組と現状

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等が遡及訂正され、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがあったため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行い、その調査結果を公表した（昨年9月）。

また、調査した17事案に係る事業所に勤務していた他の従業員

のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について、事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行っている。

- 年金記録確認第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録として以下の3条件の全てに該当する記録（約6万9千件）を抽出し、うち厚生年金受給者（約2万件）について、昨年10月から、戸別訪問調査を開始し、ご本人による記録確認を行っている。

＜3条件＞

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
 - ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- 約2万件の戸別訪問については、対象者と連絡をとることができないなど戸別訪問を実施することが困難な事例を除き、本年3月末までに、概ね終了したところであるが、昨年12月21日までに実施した、15,502件について、本年1月13日までのフォローアップを踏まえ、中間的に整理した回答の状況は以下のとおりである。

【戸別訪問調査の状況（第3回中間報告）】

◆遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場

事業主	8,065件	52%
役員	3,251件	21%
従業員	3,885件	25%
分からない	301件	2%

◆年金記録の確認状況

事実と相違なし	4,997件	32%
事実と相違あり	8,482件	55%
分からない	2,023件	13%

◆事実と相違ありとの回答のあった方の年金記録の訂正の意思

訂正の意思あり	3,485 件	41%
訂正の意思なし	3,672 件	43%
訪問時点では未定	1,325 件	16%

◆年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方

1,056 件 (6.8%)

・うち、具体性のある内容の回答をされた方 159 件 (1.0%)

- この戸別訪問による記録確認等を契機として、ご本人が給与明細書等を保管されていたり、雇用保険の記録などにより、給与や勤務の実態が確認できるなど、一定の要件に該当する場合については、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととした。
- この対応については、昨年 12 月末から開始したところであり、本年 2 月末までの状況については、社会保険事務所段階における記録訂正の事案数が 48 件、うち約 2 万件の戸別訪問の対象となっているものが 45 件となっているが、今後、現場の実態を踏まえ、効率的な事務処理の流れを構築することにより迅速に記録訂正の処理を進めていく。また、戸別訪問の対象者から提出された年金記録の訂正の申立てのうち年金記録確認第三者委員会に送付した件数は 525 件となっている。
- 標準報酬等の不適正な遡及訂正処理の再発防止を図るため、以下の内容について、各社会保険事務局等に周知徹底を行った。
 - ・ 遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類（賃金台帳、法人登記簿等）の添付を徹底。
 - ・ 滞納事業所の全喪処理や延滞金の取扱い等について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築。
 - ・ 一定の遡及訂正処理に係る届出について、社会保険事務局が

事前チェックを行う体制を整備。

- ・ 事業所調査において、遡及訂正処理が行われた届出についての調査を重点項目に追加。

(2) 今後の取組

- 正しい記録への訂正については、給与明細書や雇用保険の記録等がある場合のほかに、事業主への調査や事業所を管轄する社会保険事務所への調査により、事実と反する処理が行われたと認められる場合も、積極的に社会保険事務所段階における記録訂正を行う。
- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案及び社会保険事務所段階における記録訂正が行われた事案について、申立人と同一の事業所に勤務していた者のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行う。
- 職員の不適正な遡及訂正処理への関与については、約 2 万件の訪問調査や今後発送する「ねんきん定期便」等を通じた記録確認等に基づき、必要な調査を順次実施しているところであり、職員の関与が明らかになった場合には、的確に対処していく。
- 加入者については、約 6 万 9 千件を抽出した際の 3 条件のいずれかに該当する延べ約 144 万件（実件数 約 108 万件）に該当する場合には、注意喚起を行う文書を、「ねんきん定期便」に同封する。
- 受給者については、標準報酬の情報を含むお知らせの送付を本年中を目途に開始する。（上記延べ約 144 万件に該当する場合（約 2 万件の戸別訪問対象者を除く。）には、注意喚起を行う文書を同

封する。)

3. 紙台帳とコンピュータ記録の突合せ

(1) 国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ

① これまでの取組と現状

- 昨年5月以降、国民年金の特殊台帳の記録とオンライン記録の突合せについて、以下の手順により実施している。
 - (i) 社会保険業務センターにおいて、特殊台帳の記録と現時点におけるオンライン記録との突合せを実施(第1次審査)
 - (ii) 地方社会保険事務局において、第1次審査で「不一致」となった記録について、オンライン記録の変更履歴等を確認の上、記録補正の要否を判断(第2次審査)
- この作業の対象となる記録は、約3,096万件であるが、本年2月末現在の突合せ作業状況は、以下のとおりとなっており、本年2月までに第1次審査を完了している。

【国民年金の特殊台帳の突合せ作業の進捗状況(本年2月末現在)】

① 第1次審査確認済	約3,096万件(100%)
うち ② 記録が一致した件数	約2,321万件
③ 第2次審査が必要な件数	約775万件
④ 第2次審査確認済	約282万件
うち ⑤ 記録補正が不要な件数	約272万件
⑥ 記録補正が必要な件数	約10万件
◎突合せ作業が完了した件数(②+⑤+⑥)	約2,603万件(84.1%)

② 今後の取組み

- 地方社会保険事務局の人員体制を拡充し、第 2 次審査を促進して、突合せ作業を完了させる。

(2) 国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等とコンピュータ記録の突合せ

① これまでの取組みと現状

- 8 億件超に上る紙台帳（マイクロフィルムを含む。）とコンピュータ記録との突合せについては、
 - ・ 国民年金や厚生年金の名簿等については、市町村及び社会保険事務所等それぞれに保管されており、また、個人・手帳記号番号単位で集約されておらず、確認に時間を要すること
 - ・ 厚生年金と国民年金が混在する記録については、厚生年金と国民年金の名簿を合わせて確認する必要があること等から、これらの紙台帳を電子データ化し、それらの画像が個人単位で集約して端末に表示される「電子画像データ検索システム」の構築等の基盤整備を行った上で、効率的に実施することとしている。
- これまで、この「電子画像データ検索システム」の在り方について、有識者から意見を伺うなど、その構築に向けた準備作業を行ってきた。

② 今後の方針

- 「電子画像データ検索システム」を平成 21 年度中に整備する。
なお、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿については、「電子画像データ検索システム」の構築と併せて、電子データ化し、社会保険庁に移管することとしている。
- 国民年金被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等の突合せにつ

いては、平成 22 年度及び 23 年度にお申し出のあった受給者及び加入者について突合せを実施する。これと並行して、お申し出のない受給者、続いて、お申し出のない加入者について計画的に実施していく。

4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の推進

(1) これまでの取組と現状

- 年金記録確認第三者委員会においては、体制の大幅な拡充（※）を行い、事案の処理を進めてきたところであり、3月24日現在の処理等の状況は次のとおりである。

社会保険事務所等で受け付けた件数	96,383 件
第三者委員会への送付件数	81,634 件
第三者委員会で処理を終了した件数	58,642 件
うち あっせん	22,393 件
訂正不要	33,638 件
申立取下件数等	2,611 件
社会保険庁段階における処理件数	2,016 件

※ 事案の処理率については、平成 20 年 3 月時点で約 11%、同年 9 月時点で約 39%だったが、21 年 3 月 24 日現在で約 63%となっている。

※ 年金記録第三者委員会の体制については、平成 19 年 9 月末には、審議チーム 54、委員 338 人、事務局職員 468 人だったが、平成 21 年 1 月末以降は、それぞれ約 240 チーム、933 人、約 2,000 人となっている。

- 平成 19 年度末までに申し立てられた事案については、3月24日現在の処理等の状況は次のとおりである。この時点での残処理

事案は、86件（要処理件数全体の0.2%）であり、また、その理由は、現在あっせん手続中のもののほか、申立人の意向により処理を留保していること等によるものであることから、概ね処理は終了したものであり、政府目標は達成したところである。

要処理件数（※）	49,214件
第三者委員会で処理を終了した件数	49,128件
処理の進捗状況	99.8%

（※）平成19年度受付件数（50,752件）から、社会保険庁段階での処理件数（1,538件）を除いたもの

（2）今後の取組み

- 年金記録確認第三者委員会においては、年金受給者（無年金者を含む。以下同じ。）からの申立てを優先的に処理することとする。
- 平成20年度に年金受給者から申し立てられたものについては、遅くとも平成21年中を目途に処理を終えることとする。
- 申立てへの迅速な処理に資するよう、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における一層の処理促進などを進める。

5. その他の年金記録に関する業務

- 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せについては、社会保険庁において基金加入記録等のデータを抽出した上で、厚生年金基金への当該データの提供を本年3月から行っているところであり、今後、各厚生年金基金において受給者から優先して加入員記録との突合せを実施した上で、記録が一致しない場合は、事業主等への照会などにより、いずれかの記録について、必要な訂正を行う。

- 共済過去記録の基礎年金番号への統合については、共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から本年2月に提供を受け、社会保険庁において基礎年金番号で管理している記録と突合せ、基礎年金番号に結び付く可能性のある方に照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、基礎年金番号への統合を行う。
- 現行の旧式の記録管理システム（レガシーシステム）については、現行システムの機能に係る年金記録問題検証委員会による検証結果を今後の設計、開発及び運用に反映すること等の同委員会の指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うこととするなど、最適化の進め方を見直す。